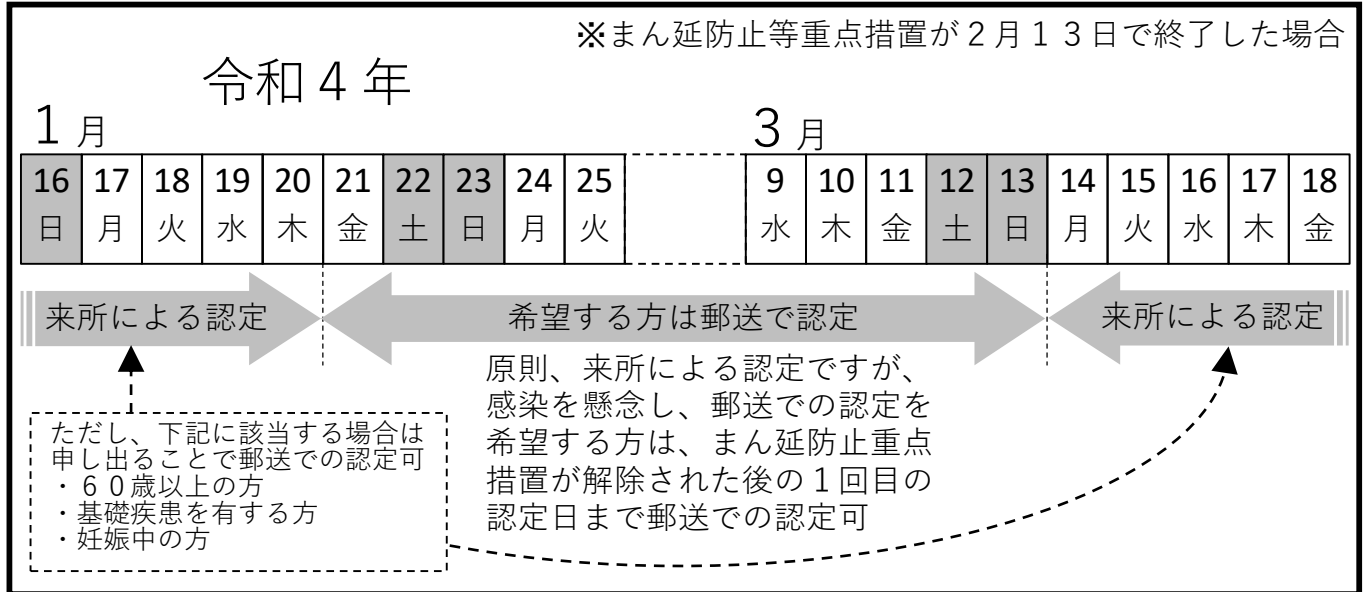


失業の認定日の特例措置について

令和4年1月21日から東京都で新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が実施されることになったため、ハローワーク飯田橋での雇用保険の失業の認定に係る特例措置は下記のとおりとなりますのでご案内いたします。

1 認定日の特例措置



2 郵送で失業の認定を受ける場合

- ① 郵送期限は認定日から7日以内です。（認定日より前に郵送することはできません）
- ② 「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」を管轄のハローワークに郵送してください。（「返信用封筒」は必要ありません）
- ③ 「失業認定申告書」の一番下の備考欄には、「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と「日中に連絡がとれる電話番号」の記入をお願いします。
- ④ 郵送での失業の認定は、来所による失業の認定よりも、お支払いの手続きに時間がかかる場合があります。（特に記入漏れや誤記入があると処理が遅くなります。）
- ⑤ 郵送が間に合わない場合は、認定日から4週間以内にハローワークに来所すれば、失業の認定を受けることができます。
例えば、1月25日（火）が認定日の方は2月21日（月）までに来所する必要があります。

3 郵送で失業の認定を受ける場合の求職活動実績の記入の仕方

- ① 求職活動を行った場合は通常どおり記入します。
- ② 感染を懸念し、求職活動ができなかった場合は、失業認定申告書の3欄は「イ」に○を付け、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動ができなかった」と記入してください。
- ③ 求職活動ができなかった場合は、後日アンケートをお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス感染状況により特例措置は変更される場合があります。

※ご不明な点がございましたらハローワークまでお問い合わせください。